

デジタル庁 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
21	B 地方に対する規制緩和	06 環境・衛生	指定給水装置工事事業者の指定に関する手続の見直し	指定給水装置工事事業者の指定に関する手続に当たり、登記事項証明書又は住民票の写しの書面提出による指定に、例えばマイナンバー制度における情報連携等による電子上での内容確認が可能となるよう、必要な措置を講じること。	【現行制度】指定給水装置工事事業者の指定の申請、更新及び一部の変更の届出に当たっては、水道法施行規則第18条第2項第2号並びに第34条第2項第1号及び第2号により、法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写しを添えなければならないと規定されている。 【支障事例】現行制度下では、申請又は届出に必要な登記事項証明書又は住民票の写しを申請者が各行政窓口で取得し、書面を提出する必要がある。また、指定給水装置工事事業者の指定の申請等の手続について、インターネットを介した手続の導入可能性の検討に当たり、登記事項証明書及び住民票の写しの添付が必要となるため、それらについて電子的な確認ができるようにしてほしい。	指定給水装置工事事業者の新規指定や更新、一部の変更の届出に当たって、添付書類が少なくなるほか、指定事業者による証明書類の取得作業がなくなるなど、電子化により指定事業者・水道事業者双方の効率化が図られる。	水道法第25条の2第2項、第25条の3の2第4項、第25条の7、水道法施行規則第18条第2項第2号、第34条第2項	デジタル庁、総務省、厚生労働省	東京都	令和2年11月30日「地方公共団体におけるDX推進に関する要望(第2弾)」として国に提出	北海道、旭川市、ひたちなか市、桐生市、千葉県、神奈川県、川崎市、堺市、高知県、広島市	<p>○指定給水装置工事事業者の手続について、電子化を検討しているが、申請又は届出に必要な登記事項証明書又は住民票の写しを書面を提出する必要があるため、電子化の障害となっている。水道法で定められている諸手続について、国で統一したシステムを開発・導入してほしい。</p> <p>○電子化により添付書類の確認等が省略でき、事務の効率化が図られることから、インターネットを介した手続きの導入を求め、導入の際には当市でも活用を検討する。</p> <p>○当市においても電子申請システムの導入を検討しているが、法令により、確認書類の原本(法人・登記事項証明書や個人・住民票の写し)が求められている。</p> <p>【対応】電子申請を導入しても、確認書類の原本が必要のため、別途、事業者に対し、郵送や持参などで提出を求めることになる。これは事業者や上下水道局にとって、電子申請の導入メリットを享受することができず、効率化を図ることも困難だと考えている。法令改正により電子確認が可能なルール創設を検討していただきたい。</p>	各府省からの第1次回答	指定給水装置工事事業者の指定については、法人又は個人が申請し、指定を受けることが可能である。また、申請者の住所(法人にあっては本店所在地)についても、都内外を問わず指定を受けることが可能である。したがって、登記事項証明書及び住民票の写しについては、法人・個人の名や申請者の住所地により、取扱いが大きく異なることが望ましい。情報連携の仕組みの検討に当たっては、この点を踏まえた上で検討していただきたい。 この点、住民票の写しの提出について、マイナンバー又は住基本ネットを活用する方法が主に考えられるが、マイナンバーを活用するためにはマイナンバーに対応した専用の申請システムが必要となり、法人と個人とで申請システムが分かれることとなる。こうした点や申請者間でのマイナンバーカードの普及率という点を鑑み、現時点では、住基本ネットを活用した手続のほうが申請者・水道事業者の双方にとって適しやすいためであると想定されるため、法的な整備を含め早期の連携実現を検討していただきたい。	
49	B 地方に対する規制緩和	11 その他	税務署からの住民税課税情報等の照会に係る事務負担の軽減	税務署からの住民税課税情報等の照会を、地方公共団体に負担をかけない方法としてほしい。例えば、情報提供ネットワークシステムや国税連携システムなどを活用した照会など、地方公共団体が対応に時間をとられないような方法を検討していただきたい。	現在、税務署からの住民税課税情報等の照会を電話、窓口への来庁及び郵送で行われており、市町村の住民税担当窓口において、その照会回数の対応に多くの時間を費やされ、通常業務を行う時間が奪われ対応に苦慮している。具体的には、年間に100件以上の問い合わせがあり、1件に15分程度かかるとして、人口約9万人の当市において、総計年間1,500分程度費やしている。	税務署からの照会対応に要する時間を削減することで、その時間を住民への窓口対応等に充てることができ、市民サービスの向上につながる。	国税通則法第74条の12、国税徴収法第146条の2、行政手続法における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条7号、第19条9号	デジタル庁、総務省、財務省	大府市		前橋市、千葉市、船橋市、八王子市、川崎市、山梨県、長野県、御殿場市、豊橋市、手田市、知多市、名張市、京都府、岸和田市、枚方市、八尾市、山鹿市、中津市、宮崎市	<p>○当市でも税務署からの照会が年間100件以上(電話照会含む)あり、その対応に負担を掛けている。特に、電話照会が多いが、電話では対応に時間がかかる上、伝達ミス等が発生する可能性がある。書面での対応が多いという不安もある。</p> <p>○郵送による照会は日数がかかるため、電話照会を多用されているものと思われるが、電子的な照会手段が整備されれば時間短縮及び正確性の向上に資するものと考えられる。</p> <p>○当市では、税務署からの照会が年間150件以上あり、同様に照会対応の時間が削減できれば他の業務に充てることができ、市民サービスの向上につながるから賛同する。</p> <p>○国税局・税務署からの文書による照会ほぼ毎日のように発生しており、照会年分(年度)についても通常直近3～6年分を照会してくる場合が多く、世帯状況や勤務先その他、課税資料の写しを求めたこともあり、国・県・介護等の照会と比べて1件あたりの対応に相応の時間と事務量を要している。情報連携システムや国税連携システムの活用等により、課題も多いとは思いますが地方公共団体側にも負担がかららないような照会方法を検討して頂きたい。</p> <p>【令和2年度の課税・税務署からの文書照会】 ・国税通則法第74条の12:約260件 ・国税徴収法第146条の2:約230件 合計約490件→1件あたりの照会に要する時間はおおむね15～30分程度で、二重確認を行っているので実際には30～40分程度かかることもある。国保・介護等照会にかかる1件あたりの所要時間は概ね3分(二重確認を行っても6分)程度である。 ○当市でも年間100件ほどの照会があり、照会対応に時間を要するため提案内容に賛同します。 ○税務署からの課税に関する照会については、確定申告提出時に源泉徴収票の添付義務を無くした結果、所得控除内容が不明であるため、その所得控除内容に対して市町村への問い合わせが増加している。 また、所得控除内容が不明である確定申告書が課税資料で市民税を課税する際、所得控除内容が不明であることから、控除内容を確認するために納税義務者へお知らせを発送し、所得控除内容を確認後、賦課するなど業務量が増加している。 ○当市においても、紙ベースの紹介のみで100件を超える照会があり、加えて電話等での紹介もある中で課税時には相当な時間を費やしている。他市町村からの同様の課題も膨大な量となっているため、税務署の調査に係る事務負担を軽減できれば市民サービスの向上及び時間外勤務を減らすことにも繋がる。 ○当市においても、税務署からの電話や文書による住民税課税情報等の照会回答に多くの時間を費やしている。 【令和2年度実績】 電話での照会:約500件(1件あたり10分程度) 郵送・窓口での照会:175件(1件あたり15分程度) ⇒年間約5,875分程度費やしている。 ○当市においても、年間200件を超える照会を受けており、その対応に多くの時間を費やしている状況である。 ○税務署からの電話照会と郵送照会をそれぞれ一日2～3件程度あり、負担を感じている。業務効率化のため、情報提供ネットワークシステムなどの活用を推進すべきと考え、現状の照会はシステム内にデータで持っている内容であることが多いため、活用することは難しいと思われる。 ○【支障事例・制度改正の必要性】支障事例の件数統計を除き、提案市に同じ。 【求める措置の具体的な内容につき付記】システムを利用する場合、自動応答が可能である等回答する側の地方公共団体の職員の仕事が変化し負担軽減を図ることを希望する。 ○提案市と同様、税務署からの住民税課税情報等の照会を電話及び郵送で行われており、その照会回答に時間を費やされるため苦慮している。 具体的には、電話による問い合わせが年間に100件以上(1件に10分程度)、郵送による照会が年間約200件(1件に30分程度)あり、人口約40万人の当市において、年間7,000分程度費やしている。</p>	税務署等と地方自治体の情報の授受をオンラインで行えば、双方にとって業務の効率化が期待できる一方、相応のシステム投資を要することから、国税当局と地方税当局で調整の上、検討を進めていく。	システム投資について、既存のシステムを活用するなどの工夫を行うことで一定の投資コストの削減が可能であると思われる。また、地方が持っている対応にかかる時間や費用及び税務署での照会手続きにかかる時間や費用などと比較考慮すれば、費用対効果の高いものと思われる。国全体で見た行政コストの削減や行政手続きの効率化を考慮いただき、積極的な検討をお願いしたい。また、システム投資を検討する際には地方自治体や税務署の意見を聴取し、より有用な情報がやりとりできる仕組みとなる様に配慮をお願いする。さらに、国の策定する「経済財政運営と改革の基本方針2020」、「成長戦略フォローアップ」、「規制改革推進に関する第1次答申の行政手続きコストの削減の行政手続き簡素化の3原則にある行政手続きの電子化の徹底」及びデジタル庁の創設などからわかるように国や地方の行政手続きの電子化は、国全体の喫緊の課題と捉えられ、今回の提案についてもこれらの課題解決に資するものとする。これらのことを踏まえ積極的な検討をお願いしたい。	

デジタル庁 令和3年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を ＜当該対応方針決定年＞として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		一次回答にて記載した対応を行うことに加え、提案団体からの見解も踏まえ、個人からの指定給水装置工事事業者の指定の申請における住民票の写しの添付の省略について、住民基本台帳ネットワークシステムを利用する方法も含め、関係省庁と協議の上、引き続き対応を検討してまいりたい。	<p>&lt;令3&gt; 5【デジタル庁】 (4)水道法(昭32法177) 指定給水装置工事事業者の指定の申請(25条の2)、更新の申請(25条の3の2)及び変更の届出(25条の7)における登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条)の添付については、地方公共団体を含む行政機関の情報連携の仕組みの在り方について検討し、令和3年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:法務省及び厚生労働省)</p> <p>&lt;令4&gt; 5【デジタル庁】 (7)水道法(昭32法177) 指定給水装置工事事業者の指定の申請(25条の2)、更新の申請(25条の3の2)及び変更の届出(25条の7)における登記事項証明書(商業登記法(昭38法125)10条。以下同じ。)の添付については、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、令和4年度中に一部の地方公共団体を対象とした登記情報連携の先行運用を開始するとともに、更なる利用拡大に向けて、令和5年度に実施する登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析結果等を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:法務省及び厚生労働省)</p>	検討中	令和6年度以降	国の行政機関における登記事項証明書の添付省略の状況を踏まえ、地方公共団体について、登記事項証明書の提出を求めている各種手続の実態等に関する調査を実施した。また、当該結果等を踏まえ、登記情報連携について地方公共団体へ拡大する方向で、登記事項証明書の添付省略に関する実施計画(令和4年3月28日 デジタル庁・法務省)を策定した。同計画に基づき、令和5年2月から、一部の地方公共団体を対象に登記情報連携の先行運用を開始した。(現在、東京都、和歌山県、ひたちなか市、川崎市、広島市で先行運用を実施中)。また、令和5年4月から、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析事業を開始した。	現在、登記情報連携の利用拡大に伴う効果、影響等に関する調査・分析を実施中であり、その内容を踏まえ、登記事項証明書の添付省略を全国の地方公共団体へ拡大するための必要な対応について検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
		【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		御提案を踏まえ、既存のシステム(国税地方税連携システム等)を活用することも視野に入れつつ、利用者の意見も聴きながら関係省庁間で検討を進めていく。	5【デジタル庁】 (5)国税徴収法(昭34法147)、国税通則法(昭37法66)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27) 税務署から地方公共団体への住民税課税情報等の照会(国税徴収法146条の2並びに国税通則法74条の12第1項及び2項)については、令和8年度に予定している国税情報システム(国税総合管理(KSK)システムと国税電子申告・納税システム(e-Tax))及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:総務省及び財務省)	検討中	令和8年度以降	令和8年度に予定している国税情報システム(国税総合管理(KSK)システムと国税電子申告・納税システム(e-Tax))及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組等を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減する方策として、税務署から地方公共団体へのご指摘の照会については、原則、オンラインにより実施する方向で検討を進めるとの結論を得た。	令和8年度のオンライン化開始に向けて、今後、関係システムとの刷新・改修等を進めるため、必要な予算の確保等を行う。

管理番号	提案区分		提案事項名	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上、行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	
	区分	分野									団体名	支障事例		見解	補足資料
112	B	地方に対する規制緩和	11. その他	地方税法第354条の2に基づき所得税又は法人税に関する書類について【第一】国税連携システム等の電子的手段を用いて、市町村が税務署へ臨場することなく閲覧可能にすること。【第二】市町村が所轄税務署に臨場すれば、所轄外(※)の税務署が保有する国税資料についても、電子的な手段等を用いて閲覧可能にすること。 ※当該市町村を所轄する税務署以外	【支障事例】地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類は、国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類以外は、当該書類を保有する税務署へ臨場し閲覧又は記録をしなければならないため、現地までの移動に時間や費用を要する場合がある。 【制度改正の必要性】固定資産税のうち、償却資産については、納税義務者に申告義務があることから、提出された申告書類を精査し課税額を決定する。申告内容に疑義が生じた場合、そもそも申告すべき者からの申告がない場合等には、申告の催促や各種調査等を行う。市町村が推計で課税することも可能であるが、償却資産は動産であることから、所有者の特定が難しいこと、課税額の算出は取得価額と取得原価によって行うこと等から、実務上推計は困難である。当市内に納税義務者の事業所がある場合等、所得税又は法人税に関する書類を国税連携システムで確認することができるが、当市内に納税義務者の事業所がない場合及び納税義務者が個人である場合は、当該納税義務者の所轄税務署(法人の場合は本店所在地、個人の場合は住所地)へ臨場して、所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行う必要がある。法人の本店所在地等が当市近郊であれば、当該本店所在地等の所轄税務署へ臨場することも可能だが、遠方である場合には、臨場に要する時間及び経費の面から断念せざるを得ず(※)、円滑な地方税運営に支障が生じており、税負担の公平性が確保できない恐れがある。なお、上記支障事例は、太陽光発電設備、工事現場で使用する重機、プレハブ等の所有者に多い傾向がある。当市内に太陽光発電設備を設置した法人(当市内に事業所なし)について、他県に本店等があることは把握しているものの、臨場を断念せざるを得ず、適正な課税までに時間を要した事例がある。 ※当市においては、このような事例が年間200件程度ある。	調査が効率化され、地方税の税負担の公平性確保がより確実なものとなる。市町村における固定資産税(償却資産)の適正課税及び税収確保が図られる。	地方税法第354条の2	デジタル庁、総務省、財務省	北広島市、苫小牧市、美幌市、赤平市、名寄市、砂川市、石狩市、郡山市、いわき市、水戸市、高崎市、千葉市、小田原市、山梨県、長野県、豊橋市、半田市、知多市、八幡市、広島市、山鹿市、中津市、宮崎市	北見市、苫小牧市、美幌市、赤平市、名寄市、砂川市、石狩市、郡山市、いわき市、水戸市、高崎市、千葉市、小田原市、山梨県、長野県、豊橋市、半田市、知多市、八幡市、広島市、山鹿市、中津市、宮崎市	○当市では償却資産の年間申告件数約8,500件(法人約5,200件、個人約3,300件)のうち任意提出にて法人約40件、個人約10件程を管轄の税務署にて閲覧・検閲しているが、税務署への作業依頼、スケジュール調整等に負担になっており、提案の改正が図られれば、業務に係る時間の短縮、業務の効率化、適正課税につながっていくと考ええる。 ○当市においても太陽光発電設備等について同様の支障事例がある。なお、国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類の中で、所得税については償却資産の推計課税に必要な取支内訳書等(減価償却費の計算部分)の書類が添付されていない場合が多々あるが、所轄税務署に臨場すればその書類が添付されているケースがある。電子的な手段を用いて当該市町村を所轄する税務署以外の資料が閲覧可能となった場合、添付書類等の改善が必要と思われる。 ○当市においても、提案団体と同様の支障事例があり、実際に調査をすることができなかったこともあるため、提案内容に賛成する。 ○当市においても地方税法第354条の2により調査を行っているが、所得税又は法人税に関する書類については電子媒体での提供を断られているため、税務署にて紙台帳を閲覧し、内容を手書きで写しているため、多大な時間を費やしている。電子的手段により税務署に行くことなく閲覧可能になれば、調査に係る時間や費用の大幅な削減になり、加えて実地調査できる件数も増やせることから、より公平で適正な課税に繋げられると考ええる。 ○当市では、市外在住者等の償却資産について、通知を送る等対応し課税処理をしている。一方、国税連携システム閲覧範囲外の利用が出来れば、それを踏まえて新たな手法で償却資産の徳慮を促す効果が得られる。 ○新規に事業所を設置した事業者等において、翌年の償却資産申告書の提出がない場合には未申告として申告の徳慮を随時行っているが、当該事業者の所在地が遠隔地の場合、現状では単与税理士や資産状況の調査等は断念せざるを得ない。当市においてこのような事例は年間20件程度であるが、課税の公平性を担保し、適正な申告の必要性について納税義務者の理解と協力を得ること、将来的に悪質な未申告者等への推計課税の導入について調査研究を行うためにも、本提案について同意するものである。 ○提案団体が示す支障事例に加え、税務署で所得税又は法人税に関する書類(以下「国税資料」という。)の閲覧等を行うための日程調整等を要すること、国税資料の閲覧等が1税務署当たり1～2日程度の時間を要すること、遠方の税務署になると移動時間が往復で2時間程度要する場合があること等の理由から効率的な調査が行えていない。当市においても遠方であること等が理由で税務署での閲覧を行うことができない事例が年間300件程度ある。法人においては地方に支店が所在していることが多いため本店所在地を所轄する税務署へ赴くことが現実的に不可能である場合が多々ある。そのため、国税資料の閲覧方法を見直すことで、公平・適正課税に繋がると考えられる。さらには、国税資料の閲覧が全て電子化されることで調査の効率化に繋がる点からも必要であると考ええる。 ○国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類以外については、月に1回程度、所管の税務署へ出向き閲覧しているが、移動に時間を要し、また記録にも時間を要している。法人の本店所在地等の所轄税務署が遠方の場合は、郵送で閲覧を依頼しているところであるが、税務署によっては、回答不可の場合もある。	国と地方団体との申告書等の情報連携については、双方の事務を効率化する観点から、国・地方間での申告書等データの連携を推進してきたところである。また、固定資産税の償却資産に係る賦課徴収において、所得税又は法人税に関する書類を閲覧する必要のある場合には、地方税のオンライン手続のためのシステムであるeLTAXを経由すれば、国税から連携された電子申告書等データを地方団体において電子的な閲覧が可能となっている。このため、国税・地方税双方の電子申告の利用率向上を図ることが重要であり、電子申告の利用促進やシステムの利便性向上を引き続き図っていくこととしている。国税の速納システムとの刷新と地方税のeLTAXのシステム更改が令和8年度に予定されており、それを踏まえて、書面提出された書類に関するデータの連携など、閲覧事務の更なる効率化について、検討してまいりたい。なお、当該市町村内に事業所等が存在せず法人住民税の申告が行われていない法人や、償却資産の申告が行われていない法人などに対する課税対象の捕捉のための調査の電子化に関しては、調査対象法人以外の税務情報まで幅広く市町村が閲覧できる状態を防止する方策など、税務上の秘密保持を含めた検討を重ねる必要があると認識している。	令和8年度のシステム更改時に併せて、更なるデータ連携について検討いただけること、ぜひ実現いただきたい。上記全般的なシステムの見直しにおいて、求める措置の第一である。固定資産税のうち償却資産の賦課徴収に必要な書類について「国税連携システム」等の電子的手段を用いて、市町村が税務署へ臨場することなく閲覧可能にすることについても検討いただけるものと理解しているが、本件提案の趣旨を踏まえ、確実を実現いただきたい。求める措置の第二である。「市町村が所轄税務署に臨場すれば、所轄外の税務署が保有する国税資料についても、電子的な手段等を用いて閲覧可能にすること」は、当該市町村内に事業所等が存在せず法人住民税の申告が行われていない法人や、償却資産の申告が行われていない法人などに対する課税対象の捕捉のための調査について、現行制度では、遠方地の税務署まで直接臨場し、書類を「閲覧」又は「記録」することしかできず、「提供」を求めることはできないことから、当団体だけでも年間数百件の調査を断念せざるを得ない状況であることや、税務署への臨場に要する旅費が1件に対し10万円を超える事例があるなど、償却資産の課税に大きな支障が生じている状況であることを踏まえ、システムの更改を待たずして、法令の解釈・運用により対応できる措置について御検討いただきたい。納税義務者からの申告によるところが大きく、申告内容に疑義がある場合及び申告がない場合は、適正に申告いただいている納税義務者との不公平をなくす観点からも、市町村ではできる限りの調査を尽くす必要があると認識している。令和8年度は相互に協力して事務の効率化を図ることが必要とされている中で、国税では、現行制度において、市町村に対して、帳簿書類その他の物件の「閲覧」又は「提供」を求めることができることとされており(国税通則法第74条の12)、市町村までの臨場を求めることなく、資料提供を実施していることなども御勘案いただきたい。		

各府省からの第1次回答を踏まえた追加提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容 ※提案提出年以降の対応方針に記載があるものは当該対応方針の記載内容を <当該対応方針決定年>として併記	対応方針の措置(検討)状況			
見解	補足資料					措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
		<p>【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>国と地方団体との申告書等の情報連携については、双方の事務を効率化する観点から、国・地方間での申告書等データの連携を推進してきたところであり、今後も引き続き双方で取組を進めていくことが重要である。求める措置の第二の提案の実現に当たっては、システム的には、令和8年度に予定されている国税の基幹システムと地方税のeLTAXのシステム更改より前は対応が困難である。また、運用により対応できる措置については、新たな事務負担が生じる可能性があることから、課題等の整理が必要である。</p> <p>令和8年度に予定されている国税の基幹システムと地方税のeLTAXのシステム更改では、国税・地方税双方の間覧事務の更なる効率化の実現に向け、地方団体の意向も踏まえつつ、検討してまいりたい。</p>	<p>5【デジタル庁】 (2)地方税法(昭25法226) 償却資産に対する固定資産税の課税徴収に係る所得税又は法人税に関する書類の間覧等(354条の2)の規定に基づく間覧事務については、国及び地方公共団体の間での当該事務の更なる効率化の観点から、地方公共団体が電子的な手段により閲覧できる国税情報の拡充の実現に向け、令和8年度に予定されている国税に関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、地方公共団体の意向も踏まえつつ、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (関係府省:総務省及び財務省)</p>	システム刷新	令和8年度に予定する国税・地方税の各システムの刷新後に、実施予定。	<p>実現に向けて、「デジタル社会実現のための重点計画」(令和4年6月7日閣議決定)施策集に【No.9-10】国税地方税連携の推進を記載。 地方団体が電子的手段により閲覧できる国税に関する情報の拡充に向けて、地方団体の意向も踏まえつつ、関係省庁とともに、具体的な実現方式及びスケジュールを策定。</p>	<p>国税・地方税当局間において連携対象となる情報の範囲を拡大するため、必要となるシステム改修等に係る予算要求を行う。</p>